

新型コロナウイルス感染症の5類移行後の庁内連絡会議の設置について

【要旨】

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部を廃止することから、岩手県感染症予防計画に基づき、保健福祉部を事務局とする「岩手県新型コロナウイルス感染症連絡会議」を設置し、新型コロナウイルス感染症対策の連絡・調整を行うこととします。

1 新たに設置する組織

岩手県新型コロナウイルス感染症連絡会議

【設置根拠】

岩手県感染症予防計画第4章の3

2 構成員

委員長：保健福祉部長

副委員長：保健福祉部副部長

委員：

- (1) 岩手県知事部局行政組織規則第2章に規定する部局等及び出納局の管理課長等
- (2) 復興防災部総括危機管理監
- (3) 医療局経営管理課企画予算担当課長
- (4) 企業局経営総務室管理課長
- (5) 教育委員会事務局教育企画室教育企画推進監
- (6) 警察本部警備課長

事務局：保健福祉部医療政策室

3 所掌

新型コロナウイルス感染症連絡会議は以下の内容を所掌する。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に係る諸連絡
- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染が再拡大した際の注意喚起
- (3) その他委員長が必要と認めた事項

4 その他

新型コロナウイルス感染症の取扱いに関し、国からの通知等があり、各部局などへの連絡が必要な場合は、当該連絡会議により連絡する。

また、当該連絡会議は令和5年9月30日までの設置とするが、国内及び県内における新型コロナウイルス感染症の感染状況が拡大傾向にある場合で、特措法に基づく国の対策本部が設置されない場合などは、設置期間の延長を検討する。

なお、新たな変異株などが確認され、感染が拡大した場合などは必要に応じて、岩手県感染症予防計画による対策本部を改めて設置する。